

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和2年9月17日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 6件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000114号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000080号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年11月1日から昭和47年10月20日まで
A社に勤務していた知人に紹介してもらい、請求期間に同社で勤務したが、当該期間の厚生年金保険被保険者記録がない。
調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者について、オンライン記録では、A社において、請求期間の前である昭和40年12月1日から昭和41年3月20日まで厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、同社は、社内で保管している社会保険関係の資料の中に、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和40年12月1日である健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書は見つかったが、昭和46年11月から昭和47年10月までの資料の中に請求者の氏名は見当たらず、請求者の請求期間に係る勤務実態、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料の控除は不明である旨回答しており、事業所から請求者の請求期間における勤務実態等を確認することができない。

また、請求者は、A社に勤務している知人に同社への入社を紹介してもらい、請求期間に同社で勤務した旨主張しているところ、当該知人は、請求期間より前に同社を退職し、請求期間当時は別の事業所で勤務していた旨陳述しており、請求者の主張と符合しない。

さらに、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録がある同僚に照会し、回答のあった11人全員が請求者を記憶していない旨回答しており、これらの者から請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

加えて、C公共職業安定所は、請求期間において、請求者のA社における雇用保険被保険者記録は確認できない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間にA社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900614号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000081号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年4月28日から同年5月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成2年4月28日となっているが、同社を退職したのは同年4月末日であるため、喪失年月日を同年5月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社は、請求者のA社における勤務及び在籍状況並びに請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、いずれも不明である旨回答している上、請求者は同社の同僚への事情照会を希望しておらず、請求者の当該期間に係る勤務実態等について、事業所及び同僚から確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、請求者のA社における離職年月日は平成2年4月27日であり、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は、退職日の翌日となるところ、企業年金基金連合会から提出された請求者に係るC厚生年金基金の加入員台帳を見ると、加入員資格の喪失年月日は厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日と同日の平成2年4月28日であり、これらの記録は整合している。

さらに、請求者及びB社は、請求期間に係る勤務実態等及び厚生年金保険料の控除がうかがえる資料等を保管しておらず、このほかに、請求者の当該期間に係る勤務実態等及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者として勤務又は在籍していたこと、及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000068号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000020号

第1 結論

昭和55年*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和56年3月まで

国民年金の加入手続について、覚えていないが、請求期間の国民年金保険料については、当時、私は学生であったため、アルバイト収入の一部を母から手渡された国民年金保険料の納付書に添えて、最寄りのA金融機関の窓口で毎月納付した。

しかし、日本年金機構から送付されたねんきん定期便を見ると、請求期間が未加入期間となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

初めて国民年金の加入手続が行われた場合、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、オンライン記録によると、請求者の記号番号(*)は、国民年金被保険者資格の取得年月日の入力処理日(昭和60年6月14日)及び請求期間後の全額免除承認期間に係る申請年月日(昭和60年6月17日)から判断すると、昭和60年6月に払い出されたものと推認できる上、請求者の当該記号番号に係る最初の国民年金被保険者資格の取得年月日は昭和59年4月1日と記録されており、同日より前の請求期間は国民年金の未加入期間であることから、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者が所持する2冊の年金手帳のうち、前述の記号番号の記載がある年金手帳を見ると、国民年金の「初めて被保険者となった日」には、昭和59年4月1日と記載されており、請求者が同日に初めて国民年金被保険者資格を取得したことが確認できる上、同日は、請求期間当時、年金記録を管理していた国民年金被保険者台帳及びB市の国民年金賦課収納状況一覧表の資格取得年月日と一致している。

さらに、請求期間当時に学生であった請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入し、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、請求者に係る別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000110号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000082号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年7月31日から同年8月1日まで

A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が、昭和60年7月31日と記録されているが、有給休暇を取得して月末まで在籍していたことから、資格喪失日は同年8月1日となるはずなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A社を退職したのは昭和60年7月31日である旨主張しているが、A社は、請求者の退職日は同年7月30日である旨回答している上、雇用保険の記録によると、請求者の同社における離職年月日は同年7月30日であり、これらの記録は、請求者に係る厚生年金保険の記録と符合しており、請求期間の勤務又は在籍を確認することができない。

また、オンライン記録において、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会したところ、回答のあった者のうち5人が請求者を記憶しているとしているものの、いずれも請求期間において請求者と同じ支店に勤務していない旨回答している上、ほかの同僚からも請求期間における勤務又は在籍をうかがえる回答は得られず、これらの者から、請求者の請求期間に係る勤務実態等を確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を保管しておらず、このほかに、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者としてA社に勤務していたこと、及び当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000111号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000021号

第1 結論

平成9年4月から平成10年3月までの請求期間及び同年4月から平成11年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成9年4月から平成10年3月まで
② 平成10年4月から平成11年3月まで

年金記録では、請求期間①及び②は国民年金保険料の未納期間と記録されており、免除申請が行われていないことになっている。

しかし、請求期間①及び②当時は学生であり、当該各期間の国民年金保険料については、A県B市C区役所に免除申請を行ったので、当該各期間を国民年金保険料の免除期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、自身でB市C区役所において免除申請を行った旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料の納付の免除を希望する場合は、国民年金保険料免除申請書(以下「免除申請書」という。)の提出が年度ごとに必要となるところ、B市C区は、請求期間①及び②当時の免除申請書(市の控え)、免除申請書受付処理簿及び免除に関する資料等は保管しておらず、請求者が当該各期間に係る国民年金保険料の免除申請を行ったか否かは不明である旨回答している。

また、請求期間①及び②当時において、市町村が免除申請書(学生用)を受理した場合、当該市町村は、免除申請を行った国民年金被保険者及び当該被保険者の親元の世帯の世帯員の所得額等を確認した上で、当該被保険者の免除申請についての意見等を付して、免除申請書を管轄社会保険事務所(当時)に進達し、同事務所は当該所得等により、その承認の可否を認定する取扱いになっていたところ、日本年金機構D事務センターの担当者は、請求期間①及び②当時の免除申請書は既に廃棄しており、免除申請書の承認結果一覧表も保管していない旨陳述している。

さらに、国民年金保険料の免除申請が行われた場合は、当該申請に対する承認又は却下の決定が行われ、国民年金保険料免除承認通知書又は却下通知書が国民年金被保険者に送付されることになるが、請求者は、請求期間①及び②当時、国民年金保険料の免除申請を行ったが、その結果を受け取った記憶はない旨陳述している。

加えて、請求期間①及び②は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が促進され、基礎年金番号に基づき、記録管理の強化が図られていることを踏まえると、当該各期間に係る記録管理に過誤が生じる可能性は低いと考えられる。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料はなく、当該各期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000145号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000083号

第1 結論

請求者のA社における平成25年3月29日の標準賞与額を13万円に訂正することが必要である。

平成25年3月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成25年3月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年3月29日

A社から請求期間に賞与が支給されたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賞与明細データ、同事業所の回答及び請求者から提出された預金通帳等により、請求者は、請求期間において同事業所から賞与の支払を受け、13万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000153号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000022号

第1 結論

昭和55年*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和55年*月から昭和56年3月まで

私は、昭和56年5月にA市B区役所において婚姻の手続をした際、同区役所の担当職員から国民年金に加入しなければいけないことを教えてもらい、同年9月頃に社会保険事務所(当時)に出向いた。

国民年金保険料の納付については、社会保険事務所において、私は請求期間、夫は請求期間を含むそれ以前の国民年金保険料を遡って納付するように勧められたので、私が預金額を考慮し、最初に昭和56年4月分以降の国民年金保険料を夫婦二人分納付し、その後、私だけ請求期間の国民年金保険料を納付した。

しかし、年金記録を見ると、請求期間について、保険料未納期間と記録されているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和56年9月頃に社会保険事務所に出向いた後、請求期間の国民年金保険料を納付した旨主張しているところ、オンライン記録において、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号の前後の被保険者記録から判断すると、同年8月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認でき、当該加入手続時点において、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

また、請求者から提出された年金手帳を見ると、請求者の記号番号が記載された右欄には、と押印されているところ、当該押印のある年金手帳は、前述の加入手続時点における請求者の住所地(A市B区)を管轄する国民年金C社会保険事務所(当時)において発行された年金手帳であることが確認できる。

さらに、請求者は、国民年金保険料の納付について、最初に昭和56年4月分以降の夫婦二人分の国民年金保険料を現年度納付した後、自身のみ請求期間の国民年金保険料を過年度納付した旨主張しているところ、請求者及び請求者の夫に係るオンライン記録によると、昭和56年度の国民年金保険料については、いずれも現年度納付されており、請求者の主張と符合する。

加えて、オンライン記録によると、請求者は、請求期間後の国民年金保険料を全て納付している上、請求期間以外に未納期間はなく、国民年金の種別変更手続も適正に行っていることを踏まえると、国民年金加入後の請求者の年金への関心は極めて高いものと認められ、請求者が、10か月と短期間である請求期間の国民年金保険料を納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000002号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000084号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年4月30日から同年5月1日に訂正し、同年4月の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

平成2年4月30日から同年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年4月30日から同年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年4月30日から同年5月1日まで

平成2年4月30日までA社に勤務し、同年5月1日にB社へ異動したが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がないので、A社に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日を同年4月30日から同年5月1日に訂正し、当該期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録、A社及びB社の回答並びに事務担当者の陳述により、請求者が請求期間において、A社に継続して勤務し(A社からB社に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、事務担当者及び元同僚の陳述から、平成2年5月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成2年3月の厚生年金保険の記録から、50万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しているが、事業主が請求者の資格喪失年月日を平成2年5月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年4月30日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年4月30日を資格喪失年月日とする厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の同年4月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1900673号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000023号

第1 結論

昭和44年8月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和44年8月から昭和50年3月まで

私の国民年金の加入手続は、結婚後の昭和50年5月から7月頃、元妻がA市B区役所で行ってくれた。また、請求期間の国民年金保険料は、昭和50年12月頃に、元妻が同区役所において現金で一括納付してくれたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間の国民年金保険料について、昭和50年5月から7月頃、元妻がA市B区役所で加入手続を行い、同年12月頃に、同区役所において現金で一括納付してくれた旨主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は同年8月8日にB区において払い出されており、請求者の記号番号前後の国民年金被保険者の記録及び請求者が所持する年金手帳の発行年月日から、請求者の国民年金の加入手続は同年7月23日に行われたと推認できる。

しかしながら、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年とされており、前述の加入手続時点において、請求者は、請求期間の大半の期間に係る国民年金保険料を過年度納付することはできず、第2回特例納付により納付することになるが、納付可能な過年度保険料及び特例納付保険料の額は請求者の主張する額と相違している上、当該保険料はA市B区役所において納付することができず、請求者の主張と符合しない。

また、国民年金の加入手続及び請求期間に係る国民年金保険料の納付について、請求者は直接関与しておらず、加入手続及び納付を行ったとする元妻には聴取しないでほしいとしていることから、当時の具体的な加入手続及び納付の状況を確認することができない。

さらに、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対して別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。